

国民健康保険加入者にかかる 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金について

R4.8

【新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金とは】

国内で感染が拡大しつつある新型コロナウイルスについて、その感染拡大をできる限り防止するため、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備するためのものです。

コロナウイルスによって、仕事を4日以上休まれた勤務日に対して、1日当たりの給与(日当)の3分の2が支給されます。

【対象となる条件】

- ① 国民健康保険の被保険者の人。
- ② 給与等(給料・賃金)の支払いを受けている被用者(※個人事業主等は非対象)。
- ③ 新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われた。
(濃厚接触者として休んだ場合は非対象)
- ④ その療養のために4日以上仕事を休んだ。
- ⑤ その期間の給与等(給料・賃金)の全部または一部は無休。

以上の①～⑤に全て当てはまる場合に、対象となります。

(注)「被用者」とは、労働契約に基づき賃金を受け取っている方となります。

【提出必要書類】*申請書については羽曳野市ホームページからダウンロードできます。

- ① 国民健康保険傷病手当金支給申請書(世帯主記入用)
→全員提出が必要です。世帯主への振込となります。世帯主以外の口座に振り込む場合は「受取代理人の欄」に世帯主からの委任を受けて下さい。
- ② 国民健康保険傷病手当金支給申請書(被保険者記入用)
→全員提出が必要です。医療機関に受診していない場合は、「事業主記入欄」に事業主からの証明をもらって下さい。
- ③ 国民健康保険傷病手当金支給申請書(事業主記入用)
→全員提出が必要です。事業主に記入してもらって下さい。
過去3ヶ月の給与明細等がある場合は、そのコピーを添付して下さい。
- ④ 国民健康保険傷病手当金支給申請書(医療機関記入用)
→医療機関に受診した場合、提出が必要です。受診した医療機関に記入してもらって下さい。*記入するのに文書料がかかる場合、ご自身の負担となります。

※医療機関に書いてもらうことができない場合等は、保健所に申請する事で交付される「療養証明書(新型コロナウイルス感染者専用)」或いは新型コロナ感染者管理システム(My HER-SYS)の療養証明書での代用も可能です(この場合、「被保険者記入用」の下部にある「事業主記入欄」の証明が必須となります)。

【提出先】

郵送にて受付します。上記の必要書類を揃えて、下記申請先まで郵送ください。

【お問い合わせ先・申請先】

〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1番1号

羽曳野市 保険年金課 給付担当

電話：072-958-1111 (代表)